

与那原小学校基本構想策定業務委託
実施要領

沖縄県与那原町

1. 業務概要

(1) 業務名

与那原小学校基本構想策定業務委託

(2) 業務内容・目的

「与那原小学校基本構想策定業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに

(3) 契約期間

契約日から令和9年1月15日まで

(4) 提案上限価格

¥10,131,000円(消費税及び地方消費税含む)以内

(5) 契約方法

随意契約

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号

(6) 契約の締結

①提出された提案書(有益な提案含む)及びその提案内容を反映した見積書について、優先交渉権者と協議を行い、上限価格の範囲内で妥当と認められる場合、内容について合意のうえ、この者と随意契約の方法により締結する。この内容には、知的財産権等についての取扱いを含む。

②締結後、受託者は契約内容を遵守し、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。(守秘義務)

2. 参加資格要件(以下、参加要件という。)

(1) 与那原町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(2) 沖縄県及び本町含む県内市町村において定められた指名停止措置に関する要綱等の規定による指名停止等の措置を受けていない者

(3) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有している者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

(5) 与那原町暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者

(6) 管理技術者及び主任技術者の配置

①管理技術者は、技術士(建設部門において都市及び地方計画又は総合技術監理部門を選択)の資格を有する者とする。

②主任技術者は、一級建築士又はRCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者であって、平成28年4月1日から令和8年5月末日までの間に、同種又は類似業務の策定業務について、少なくとも1件以上の業務完了実績を有する者とする。

また、管理技術者及び主任技術者はいずれも、10年以上の実務経験を有

する者とする。

- (7) 県内外地方公共団体、都道府県が発注した、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月末日までの間に、同種又は類似業務の策定業務について、元請として、2 件以上の業務完了実績を有する者（会社実績）。

※共同企業体 構成員も可とする。

※同種業務とは、公立学校施設の基本構想又は基本計画の策定業務。

※類似業務とは、公共施設の基本構想又は基本計画の策定業務。

3. 参加資格喪失要件

- (1) 期限内に企画提案書類等が提出できなかったとき。
(2) 提案等に虚偽の記載又は不正行為があったとき。
(3) 提案書の作成要領に指定する作成様式及び書類作成上の留意事項に示された条件に適合していないとき。
(4) その他提案にあたり著しく信義に反する行為等により、与那原町が失格と認めた者。

4. 参加表明提出について

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 1）

②参加資格チェックリスト（様式 2）

③参加要件（6）に規定する資格を有していることが分かる資料

※資格者証の写し及び策定業務に従事していた証明資料、業務カルテ等写し

④参加要件（7）に規定する業務実績が分かる資料

※契約書及び業務仕様書、合格通知等（会社実績）

(2) 提出部数

正 1 部、副 1 部（事業者控え用） 合計 2 部

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 2 日（火）16 時まで

(4) 提出方法

直接、事務局まで持参。（郵送、FAX 等不可）

(5) 参加資格確認結果通知及び技術提案提出要請通知

参加表明をした者に対して、参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付する。そのうち、参加要件を満たした者に対しては、技術提案提出要請通知書も送付する。

送付予定日：令和 8 年 6 月 3 日（水）

5. 企画提案提出について

- (1) 提出書類（下記の①～⑧をまとめて以下、「企画提案書等」という。）

①提案書表紙・目次（任意様式）

②企画提案書（任意様式）

※別紙仕様書の記載内容を踏まえ、別紙「与那原小学校基本構想策定業務委託審査要領（以下、「審査要領」という。）」の評価項目に沿った提案を求める。

③見積書（任意様式）

④会社概要書（任意様式）

⑤配置予定技術者（管理技術者・主任技術者）（様式3）

※有する資格の証明資料等を添付すること。

⑥同種、類似業務実績書（様式4）（会社実績）

※契約書及びその業務仕様書の写し等（発注元名称、履行期間、業務名、受注額、業務内容・

概要等の記載がある箇所）を添付すること。

⑦実施体制図（様式5）

⑧実施スケジュール（工程表）（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本11部 合計12部

(3) 提出期限

令和8年6月16日（火）正午まで

(4) 提出方法

直接、事務局まで持参。（郵送、FAX等不可）

(5) 作成要領

①共通事項

- ・簡潔な文章で図や表を効果的に使用し、分かりやすく見やすいものを作成すること。
- ・複数枚になる場合は、書面下段右端にページ番号を記載すること。
- ・用紙サイズは原則A4版とし、両面印刷不可。A3版の場合は、横折込みとすること。ただし、A3版はA4版2枚分と換算する。
- ・専門用語、略語に関しては、初出の箇所に定義または説明を記述すること。
- ・文字フォントやサイズについて制限しないが記載内容が明瞭な記載となるように工夫すること。
- ・提出書類ごとに中表紙を入れインデックス表示をすること。

②各書類作成事項

提出書類	作成上の注意点
提案書表紙・目次 （任意様式）	・表紙と目次合わせてA4版2枚以内で作成すること。様式は自由。 ・企画提案書のページ数に含まない。

<p>企画提案書 (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A4版8枚以内で作成すること。 • 難解な表現は使用せず、平易な説明書きを主とした専門的知識を有しない者に対する配慮をすること。
<p>見積書 (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A4版5枚以内で作成すること。 • 提案上限価格内で見積ること。 • 提案した内容にかかる経費は、全て記載すること。 • 項目ごとの内訳、単価及び人工等を記載する。 ※見積作成明細書、参照。 • 宛名は「与那原町長」宛てとする。 • 見積額が契約額とはならない。
<p>会社概要書 (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A4版2枚以内で作成すること。 • 以下の内容を記載し、会社規模がわかるように作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> i 会社名 ii 沖縄県内の本店、支店又は営業所等の所在地 iii 営業種目 iv 沖縄県内の本店、支店又は営業所等に属する技術者（専門者）数
<p>配置予定技術者 (管理技術者・主任技術者) (様式3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本業務において必要な資格保持の有無並びに名称等について記載すること。また、それがわかる証明資料等を添付すること。 • 記載する同種、類似業務実績は1件以上とし、個人実績とする。 • 手持ち業務等を記載すること。
<p>同種、類似業務実績書 (様式4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A4版1枚以内で作成すること。 • 同類業務とは、2.参加要件(7)のとおりとする。 • 受注内容及び技術的特徴を記載すること。
<p>実施体制図 (様式5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A4版2枚以内で作成すること。 • 担当ごとの役割等を記載すること。備考欄へ仕様書のどの業務を担当するか記載すること。
<p>実施スケジュール (工程表) (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A3版1枚で作成すること。 • 業務項目ごとに具体的かつ詳細に記載すること。

(6) 企画提案書等の取扱いについて

- ①提出された企画提案書等を受理した後の書類の差替え等は原則認めない。
ただし、軽微な変更等（誤字・脱字等）については事務局との協議の上、判断するものとする。
- ②参加資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする
- ③企画提案書等の提案者名は情報公開の対象とする。
- ④提出した企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属する
- ⑤採用した企画提案書等の使用权は、与那原町に帰属する

6. 質問及び回答

(1) 質疑方法

本公募の内容に対する質問は、別紙「質問書」（様式6）を作成し、事務局の担当者へ電子メールにて提出すること。

(2) 受付期限

令和8年5月29日（金）16時まで

(3) 回答方法

回答は、令和8年6月1日（月）中に、その時点で参加表明をした参加者事業者全員へ電子メールにて回答する。なお、回答後に参加表明をした参加事業者へは提案資格確認結果通知と併せて回答する。

(4) 回答の取扱い

回答の内容については、本実施要領及び仕様書等の配布資料の追加又は修正として取り扱うものとする。

7. 審査方法

(1) 選定委員会について

企画提案書等の審査、評価及び優先交渉権者選定は「与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱（平成26年要綱第12号）」に基づき設置する与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定委員会（以下「委員会」という。）及び委員会事務局（以下「事務局」という。）において行う。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙審査要領を参照すること。

(3) 一次審査（書類審査）

提出のあった企画提案書等について、事務局にて一次審査を行う。一次審査の通過者は24点（40点満点）以上の上位3者までとする。ただし、応募者が3者以下の場合は、24点以上（40点満点）の者全員を通過者とする。

(4) 一次審査結果通知及び二次審査通知

一次審査通過者については、事前に電子メールにて一次審査通過の通知及

び二次審査詳細通知を行う。

通知予定日：令和8年6月17日（水）

(5) 二次審査の順番について

二次審査の順番については、事務局にてくじ引きを行い決定する。

(6) 二次審査実施日（プレゼンテーション審査）

日時：令和8年6月24日（水）13時半～（予定）

※日時については、後日事務局より電子メールにて別途通知。

場所：審査会場

与那原町役場 3F 301、302会議室

※持ち時間はプレゼンテーション 15分+質疑応答 10分を想定。

(7) 使用機材等

二次審査の実施に当たり使用する機材等は原則提案事業者で準備するものとする。ただし、以下機材は事務局で用意するものを使用する。

①大型モニター（HDMIケーブル付）

②電源延長コード

※二次審査においては、パワーポイント等を使用したスクリーン投影によるプレゼンテーションとする。なお、プレゼンテーションの内容は、先に提出した企画提案書と同様の内容とする。

(8) 出席者について

①審査会場への入室は3名以内とする。

8. 審査結果

(1) 審査後、審査結果について書面にて通知する。なお、一次審査及び二次審査ともに審査は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受理しない。

(2) 審査の結果、評価点数の最高得点取得者を業務契約の優先交渉権者として選定し、与那原町との契約の締結権を有するものとする。

(3) 優先交渉権者選定後、優先交渉権者は企画提案した内容（有益な提案含む）を反映した見積書（提案上限価格以内）をもって与那原町と協議を行うものとする。

(4) 次の場合は、事務局より別途案内の上、次点交渉権者と交渉を行う。

- ・優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ・優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) 審査の結果、評価点数の合計得点が6割に満たない者は、優先交渉権者及び次点交渉権者として扱わない。

9. 参加の辞退

(1) 参加表明後にやむを得ず参加を辞退する場合、又は企画提案書等を提出しなかった場合は、別紙「辞退届」（様式7）を提出すること。提出にあた

っては以下の内容に留意すること。

- ・直接、事務局へ持参するものとし、二次審査の3日前までに提出すること。なお、辞退届提出後の再応募は認めない。

10. 提供資料

- (1) 仕様書
- (2) 実施要領（本資料）
- (3) 審査要領
- (4) 様式集
- (5) 令和7年度 公立学校施設台帳
- (6) 配置図
- (7) 与那原町学校施設長寿命化計画
- (8) 与那原町個別施設計画
- (9) 上与那原地区まちづくり事業基本計画（参考資料（人口推計）

※（7. 8. 9）については、参加資格表明書を提出し、参加資格要件を満たした場合、提供する。

11. 留意事項

- (1) 本提案に係るすべての費用は、提案者負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された書類は、選定以外には使用しない。また、返却もしない。
- (4) 提出された書類は選定作業のため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書作成時において入手した独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (6) 業務に必要なとなる機器、媒体、事務用品等の調達、場所の保管、通信費等については、受注者の負担とする。

12. スケジュール一覧

	項目	日程
1	公募公告	令和8年5月26日（火）
2	質問期限	令和8年5月29日（金） 16時
3	回答期限	令和8年6月1日（月）
4	参加表明提出期限	令和8年6月2日（火） 16時
5	参加資格確認結果通知 技術提案提出要請通知	令和8年6月3日（水） 予定
6	提案書提出期限	令和8年6月16日（火） 正午
7	プレゼンテーション （二次審査）	令和8年6月24日（水） 予定 ※日時は別途通知

8	審査結果通知	審査後書面にて通知
---	--------	-----------

13. 事務局・連絡先

与那原町字上与那原16番地 与那原町役場2F

公共施設課（担当：宮里）

TEL：098-945-8883

メール：yona-koukyoushitsu@town.yonabaru.lg.jp